

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

廃棄物処理施設譲受（借受）許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容	
1. 譲受又は借受の契約書	①施設の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等 ②土地の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等		
2. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。（役員等である場合は除く）	法第22条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類（(財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等）	
3. 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用（内訳等含む）を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
4. 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表（決算報告書等）	直前3事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
	⑤所得税の納付すべき額及び納付額を証する書類	直前3事業年度分 確定申告書及び同別表（1, 2, 4 及び 16 に限る）の写し	
5. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	（申請時から直前3ヶ月以内の登記簿謄本）	
6. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第14条第5項第2号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面		
7. 役員の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略することができます。	①役員の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前3ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
8. 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略することができます。	①株主又は出資者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前3ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	

<p>9. 使用人の住民票の写し等</p> <p>※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略することができます。</p>	<p>①使用人の住民票の写し（本籍が表示されたもの）</p>	<p>申請時から直前3ヶ月以内のもの</p>
	<p>②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」</p>	<p>〃</p>
	<p>③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等</p>	<p>〃</p>
<p>10. 有価証券報告書</p>	<p>直前事業年度に係る有価証券報告書</p>	<p>有価証券報告書の提出により4、5の書類の添付を省略できる。</p>
<p>11. 先行許可証</p>	<p>下記許可証のいずれか。</p> <p>①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証</p> <p>②産業廃棄物処分業(変更)許可証</p> <p>③特管産廃収集運搬業(変更)許可証</p> <p>④特管産廃処分業(変更)許可証</p> <p>⑤産廃処理施設設置(変更)許可証</p>	<p>平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により7～9の住民票等の添付を省略できる。</p>